

自動販売機の設置に係る行政財産の貸付に関する一般競争入札を次のとおり行うので公告する。

令和7年1月14日

青森市公営企業管理者
企業局長 鈴木 裕司



記

1 一般競争入札に付する事項及び貸付物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付

(2) 貸付物件

物件番号	施設名称 設置場所	所在地	貸付面積	台数	販売品目	最低貸付料 (税抜)
1	東部営業所1階	青森市大字野内 字菊川47-1	1.32 m ²	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	39,420 円
2	東部営業所1階	青森市大字野内 字菊川47-1	1.32 m ²	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	39,420 円
3	東部営業所1階	青森市大字野内 字菊川47-1	1.32 m ²	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	39,420 円
4	東部営業所1階	青森市大字野内 字菊川47-1	1.32 m ²	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	39,420 円
5	西部営業所1階	青森市大字新城 字平岡30-1	1.32 m ²	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	12,744 円
6	西部営業所2階	青森市大字新城 字平岡30-1	1.32 m ²	1	コーヒー・お茶・炭 酸飲料・紅茶・水等	12,744 円

(3) 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までとし、期間の更新は行わない。

(4) 入札は、(2)に掲げる物件番号ごとに実施する。

2 入札参加資格者

次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」といいます。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告(要領第3条に規定する公告をいいます。以下同じ。)の日から過去3年間に於いて、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたことがない者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第2項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者である

こと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは同条第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをなされていない者であること。

- (4) 個人の場合は青森市に住所を、法人の場合は青森市に本店又は支店若しくは営業所を有し、市税（青森市に対して納税義務のあるものに限り、）並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 自動販売機の設置業務について、公告の日において引き続き 3 年以上営業を行っている者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっていない法人その他暴力団員が経営に関与していないと認められる者で、適正な競争を妨げるおそれがないと認められる者であること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でない者であること。
- (8) 本店所在地及び青森市において、公告の日から過去 3 年間に於いて食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく行政処分を受けていない者であること。

3 参加申請

- (1) 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる書類を 1 部提出し、2 に掲げる入札参加資格（以下「参加資格」という。）を有することについて確認を受けなければならない。
なお、期限までに提出しない者及び参加資格がないと認定された者は、入札に参加できない。

書類の種類		提出が必要な場合	備考
ア	申請書	すべての場合	青森市企業局交通部自動販売機設置事業者募集要項（以下「募集要項」という。）に規定された書類
イ	誓約書	すべての場合	募集要項に規定された書類
ウ	委任状	申請者が特定の代理人に対し契約行為の権限を委任する場合	募集要項に規定された書類
エ	事業者（会社）概要	すべての場合	任意の書類又は事業の概要が記載されたパンフレット等
オ	自動販売機設置実績報告書	すべての場合	募集要項に規定された書類
カ	印鑑証明書又はその写し	すべての場合	申請者に押印された実印に係る印鑑証明書で、申請書を提出する直前 3 ヶ月以内に官公署が発行したもの又はその写し
キ	営業証明書又はその写し	申請者が個人の場合	申請書を提出する直前 3 ヶ月以内に官公署が発行したもの又はその写し
ク	当該法人の登記事項証明書又はその写し	申請者が法人の場合	申請書を提出する直前 3 ヶ月以内に官公署が発行したもの又はその写し
ケ	納税証明書又はその写し	すべての場合	法人税（申請書が個人である場合は、所得税）並びに消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明書で、申請書を提出する直前 3 ヶ月以内に官公署が発行したもの又はその写し
コ	取扱商品一覧表	すべての場合	募集要項に規定された書類
サ	設置する自動販売機のカatalog	すべての場合	自動販売機の寸法、機能等が確認できるもの

シ	自動販売機の管理関係等に関する届出書	すべての場合	募集要項に規定された書類
---	--------------------	--------	--------------

※ 「令和 6 年度青森市競争入札参加資格者」として認定され、名簿に登載されている者は、ウ、エ及びカからケまでの証明書類は省略可能。

(2) 提出先

青森市企業局交通部 管理課 管財チーム
 青森市大字野内字菊川 4 7 番地 1
 電話 017-726-5449

(3) 受付期間

令和 7 年 1 月 14 日（火）から令和 7 年 1 月 27 日（月）までの期間（ただし、土曜日、日曜日を除く。）

(4) 受付時間

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(5) 提出方法

上記提出先に直接持参すること（郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。）

(6) その他

- ア (1)に掲げる書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された書類は、返却しない。
- ウ 受付期間終了後における書類の差替え、訂正及び再提出は、原則として認めない。
- エ 提出された書類について、別途その内容を聴取することがある。

4 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格の確認結果は、令和 7 年 2 月 5 日（水）までに決定し、各申請者に一般競争入札参加資格確認結果通知書（様式 7）で通知する。

(2) 入札参加資格が認められなかった者は、次に定めるところに従い、書面（様式は任意）により説明を求めることができる。

ア 提出先

3 の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法

上記提出先に直接持参すること。郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。

ウ 提出期限

令和 7 年 2 月 13 日（木）午後 5 時まで

5 募集要項の縦覧等

(1) 場所

募集要項、貸付物件説明書、契約書案、仕様書は、3 の(2)に掲げる場所において縦覧する。

なお、これらの書類は、インターネットを利用して青森市営バスホームページからダウンロードすることによっても入手できる。

青森市（青森市営バスサイト）ホームページアドレス

<https://www.city.aomori.aomori.jp/koutsu/top.html>

(2) 期間

令和 7 年 1 月 14 日（火）から令和 7 年 2 月 17 日（月）までの期間（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

(3)時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

(4)質問及び回答

この公告及び募集要項等の内容等に関する質問は、次により行うことができる。

ア 提出先

3 の(2)に掲げる場所に同じ。

イ 提出方法

募集要項に規定する質問書を上記提出先に直接持参すること（郵送、ファクシミリ又は電子メールによる提出は認めない。）

ウ提出期限

令和 7 年 2 月 5 日（水）午後 5 時まで

エ 回答期限

令和 7 年 2 月 13 日（木）まで

オ 回答方法

回答は、質問書を受領してから、概ね 10 日以内を目処に上記提出先において回答書を閲覧に供するとともに、全参加者にファクシミリで送付する。

6 入札の日時及び場所

物件 番号	入 札 日 時	入 札 場 所
1	令和 7 年 2 月 17 日（月） 午前 10 時 35 分	柳川庁舎 2 階 会議室①
2	令和 7 年 2 月 17 日（月） 午前 10 時 40 分	〃
3	令和 7 年 2 月 17 日（月） 午前 10 時 45 分	〃
4	令和 7 年 2 月 17 日（月） 午前 10 時 50 分	〃
5	令和 7 年 2 月 17 日（月） 午前 10 時 55 分	〃
6	令和 7 年 2 月 17 日（月） 午前 11 時 00 分	〃

7 入札方法等

- (1) 郵送及び電子メールによる入札は認めない。
- (2) 入札書は、募集要項に規定するものを使用することとする。
- (3) 入札は、本人又は代理人が行うこととする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に募集要項に規定する委任状を提出するものとする。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札の執行回数は、1 回とする。

8 入札保証金

免除

9 契約保証金

免除

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加者資格を有しない者のした入札
- (2) 3の(1)に掲げる申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者のした入札
- (3) 6の(1)に掲げる日時までに6の(2)に掲げる場所に持参しない入札
- (4) 入札に際して談合等による不正行為があった入札
- (5) 談合情報の内容と同様の内容の結果となった入札
- (6) 同一物件の入札に対し2以上の意思表示をした入札
- (7) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札
- (8) 記名及び押印のない入札書での入札
- (9) 入札書の記載事項が確認できない入札又は鉛筆書きの入札
- (10) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
- (11) 最低貸付料未満の入札
- (12) その他入札条件に違反した入札

11 落札者の決定方法

1の(2)に掲げる最低貸付料以上の額で、最高の価格で入札を行った者を落札者とする。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより決定する。

12 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札（開札）までに郵送又は持参により募集要項に規定する入札辞退届を3の(2)に掲げる提出先へ提出すること。ただし、郵送の場合は、入札（開札）日前日まで必着とする。

14 この公告に関する問い合わせ先

青森市企業局交通部 管理課 管財チーム
電話 017-726-5449